

消防設備の設置基準の改正について

1 消防法上の用途区分

6項	現 行	改正後
□	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・有料老人ホーム（ 1 ） （主として要介護状態にある者を入居させるもの 2 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・有料老人ホーム（ 1 ） ・軽費老人ホーム （避難が困難な要介護者を主として入居させるもの 3 ） ・小規模多機能型居宅介護事業所 （避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの 3 ） ・その他これらに類するもの （避難が困難な要介護者を主として入居、宿泊させるもの 3 ）
八	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム（上記以外） ・軽費老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・デイサービスセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム（上記以外） ・軽費老人ホーム（上記以外） ・小規模多機能型居宅介護事業所（上記以外） ・デイサービスセンター（上記以外） ・その他これらに類するもの（上記以外）

1 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。

2 「主として要介護状態にある者を入居させるもの」については介護居室の割合が定員の半数以上であるかを目安に消防署で判断

3 「避難が困難な要介護者」については要介護3以上の者。「主として入居させるもの」については定員の半数以上であるかを目安に消防署で判断
 「主として宿泊させるもの」については実態として複数の避難が困難な要介護者を随時もしくは継続的に宿泊させるなど宿泊サービスの提供が常態化しているか、避難が困難な要介護者が宿泊者の半数以上であるかを目安に消防署で判断

2 消防設備の設置基準

6項	現 行			改正後		
	スプリンクラー	自動 火災報知設備	消防機関への 火災通報装置	スプリンクラー	自動 火災報知設備	消防機関への 火災通報装置
□	延べ床面積 275 m ² 以上	すべての施設	すべての施設	すべての施設	すべての施設	すべての施設
八	延べ床面積 6,000 m ² 以上	延べ床面積 300 m ² 以上	延べ床面積 500 m ² 以上	延べ床面積 6,000 m ² 以上	利用者を入居、 宿泊させるもの すべての 施設 上記以外 延べ床面積 300 m ² 以上	延べ床面積 500 m ² 以上

□に掲げる施設に設ける火災通報装置にあっては、自動火災報知設備の感知器と連動して起動するものとする。

（ただし、自動火災報知設備の受信機および火災通報装置が防災センター（常時人がいるものに限る）に設置されるものについては、この限りでない。）

3 施行日

平成27年4月1日

〔ただし、現に存する施設および現に新築や増築中の施設については、平成30年3月31日までは従前の例による。〕